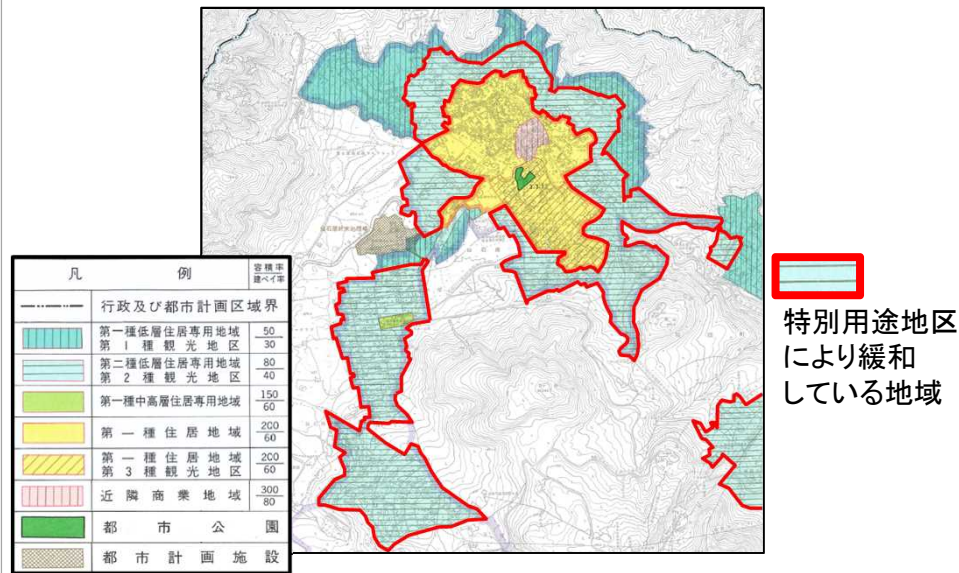


市町村が都市計画で定める特別用途地区内においては、地方公共団体の条例により、建築基準法の用途制限を強化又は緩和することができる。  
 これにより、地域の独自性に基づき、用途地域制度を補完している。

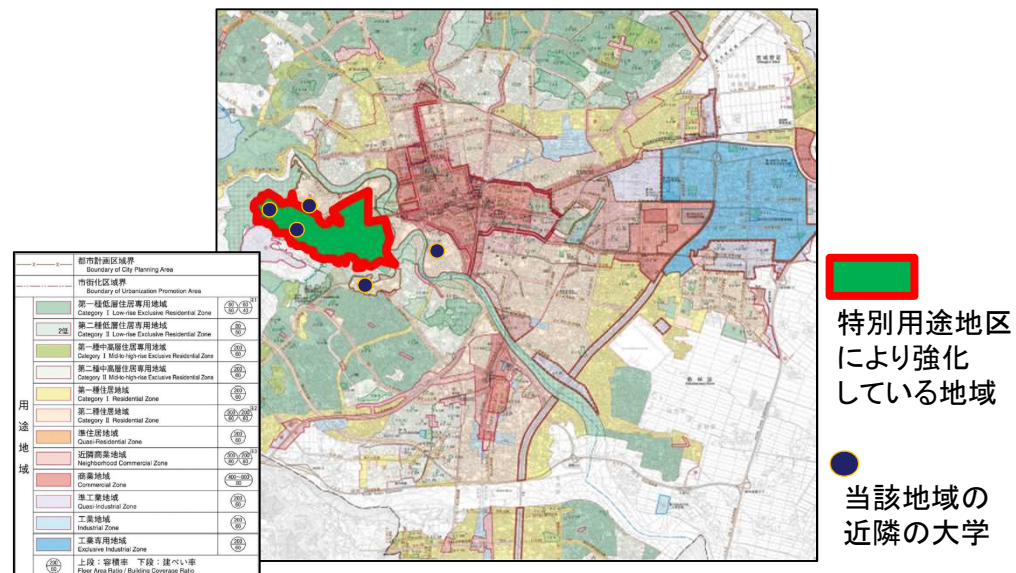
## 用途制限を緩和している例(A町)



第二種低層住居専用地域※1に指定されている別荘地等において、特別用途地区の都市計画を活用して用途制限を緩和し、ホテルや旅館の立地を可能としている。

※1 第二低層住居専用地域では、原則としてホテル・旅館が立地不可。

## 用途制限を強化している例(B市)



第二種中高層住居専用地域※2に指定されている大学周辺の住宅地において、大学周辺の環境保護を図るため、特別用途地区の都市計画を活用して用途制限を強化し、500㎡超の物販品店舗の立地を制限している。

※2 第二種中高層住居専用地域では、原則として1,500㎡以下かつ2階以下の物販品店舗が立地可能。